

県支部指示事項

一 戦時食糧増産並節米運動実施方策ニ関スル件

二 昭和十六年度国民貯蓄奨励ニ関スル件

○議長（寺島健君）右の指示事項に付きまして上意下達の為め支部役員たる参与の県振興課長に御説明願ひます。

○榎本参与 前から便宜二つの事項に付きまして御説明を申し上げます。戦時食糧増産並節米運動実施方策は御手許に配付してあります印刷物に依りまして其の要点だけを御説明申上げたいと思ひます。現下我が国に於ける重大な問題は此の戦時下に於ける国民の食糧確保の問題でございます。然るに本年度の米穀の需給状況を考へて見ますと昨年度に比較致しまして決して樂觀を許さない状態にあるのであります。随ひまして吾々は全力を尽しまして其の需給の円滑なる運営に協力をしなければならぬと考へて居る訳であります。特に増産の問題に付きましては其の要素である天候は人力を以て如何ともすべからざる問題でございますが他の点に付きましては吾々有ゆる人力の限りを尽しまして是が円滑なる遂行に協力しなければならぬと考へるのであります。随ひまして政府の指示に依つて県の主管各課と翼賛会の支部と色々協議を致しまして茲に御示し申上げましたやうな食糧増産並に節米運動実

施方策を設定致した訳であります。

そこで第一に本県下に於ける食糧農作物の目標を決定致しまして二頁の表にございますやうに此の数量を確保することを期した訳であります。さうして之を各町村に割当を致し各町村毎に又其の確保を期することに相成つて居る訳であります。そこで其の方法と致しましては第一は技術方面の改善でございます。即ち耕種の改善で耕種の改善に関する基準並に施肥基準等を設定致しましてそれに依つて増産を図ることになつて居ります。第二は土地の問題でございます。之に付きましては空闲地並に荒蕪地の活用それから開墾並に耕地改良次の第四桑園の整理是等に依つて食糧の増産を期して居る訳であります。空闲地並に荒蕪地の活用は本県下に於きましては相当の面積があるやうでありまして其の一部は既に実施を致して居るのでありますが高ほ相當の余裕もありませんので各部落会町内会或は各種工場学校等の諸団体の奮起に依りまして一坪の土地も残さずに食量の増産に振向けて行くこと云ふことで色々奨励助成を致して居る訳であります。高ほ開墾並に耕地改良桑園整理等に付きましては農林省の助成等の方針に基きまして此の表に示してあるやうな助成の下に出来るだけ甘藷或は馬鈴薯其の他食糧となる農産物の増産に振向けることに相成つて居るので

あります。第五に労力の増強の問題であります。労力の不足は今更茲で申上げるまでもないのでございまして之に付きましては相当他府県からも労力を移入して居つたのでありますが現下の情勢に於きましては之を十分に期待することは出来ないでございまず。どうしても自給自足の計画を徹底しなければならぬと考へるのであります。そこで其の合理化の第一と致しまして農繁期に於ける共同作業の徹底でございまず。之に付きましては県下四百五十の農事実行組合を指定致すと共に労力調整指定町村として二十箇町村を指定致しましてそれ々共同託児所或は共同炊事或は勤勞奉仕等の諸施設を包含致しまする共同作業の徹底を期して居る次第であります。次は女子の農業動員並に学生生徒児童の農業動員又工鉦業勞務者帰農動員でございまず。是等に依つて幾分でも労力の増強を期したいと考へて居るのでありますが特に学生生徒児童の農業動員に付きましては文部省農林省の御協議の下に特に詳細なる御指示がありました。之に依りまして各關係方面で其の計画を致して居る訳であります。尚ほ本年度特に注目すべき問題は三十日だけは學業を廢して余分に其の勞力を勤勞の方面に振向けてもそれは授業をしたものと看做すと云ふやうになつて居りまして之に付きましては學校方面と農會其の他各市町村方面と

連絡の下に既に御実施に相成つて居るやうな状態でございます。工鉦業方面の勞務者動員に付きましては平和産業を主として二週間に以上自家農業に服せしめる外他の勞力不足方面に応援を致すと、相成つて居りまして是も各工場と各農村方面との連絡の下にそれ々計画が進められて居るのであります。尚ほ此の外勞力の能率増進の爲に共同託児所並に共同炊事の奨励を致して居る訳であります。其の次は肥料の増産の問題でございまず。金肥の増産は電力其の他資源の關係から致しまして此の増産を期待することは非常に望みが薄いのでございまして是は極力自給肥料の増産に依らなければならぬのでございまず。そこで第一と致しましては木灰の蒐集に依りまして加里肥料を幾分でも補足さして行かう斯う云ふ風に致して居ります。其の次は都市方面の御協力を依りまして特に都市家庭婦人の職域奉公と致しまして厨芥雜芥と云ふやうに塵芥を區別して其の厨芥は家畜の飼料特に豚の飼料と致します。又雜芥の方は之を堆肥化することに依りまして之を全国的に計算致しますと豚百万頭堆肥七百万貫の増産は優に出来るであらうと云ふ風に言はれて居るのであります。是は特に農村の青年団其の他の団体と都市の家庭とを結び付けた計画に依らなければならぬと考へるのであります。實際に今県下にも実施をされて

居るのでございます。それから下水泥土の肥料化並に草刈を奨励致しまして是も堆肥の増産に協力致すことゝ相成つて居ります。

以上は大体的要綱でございます。是が為には県の經濟部農産課に本部のあります食糧農産物指導班或は農村に於ける篤農家を中心と致しする食糧増産実行共励委員或は内原の訓練所に於て訓練を経て来ました農業報国推進隊の設置等に依りまして各方面の下に以上のやうな要綱の趣旨徹底並に指導率先垂範と云ふことに努めて居るのであります。是が大体的増産方面の要領でございます。

次に其の一面と致しまして節米の問題でございます。是は米を有難く思ふと云ふことが勿論第一でございますが其の実施の方法と致しましては代用食混食の励行或は間食の廃止完全咀嚼の励行雑炊粥食の励行共同炊事栄養食の普及さう云ふ方面に付きまして或は部落会町内会は常会に於て是が徹底を期する或は学校を通じ或は婦人団体の活動に依りまして少くとも全国に於て百万石以上の節米の徹底を期すると云ふ意気込でそれ〴〵御協力を願つて居る訳でございます。此の方策の大体的要綱は以上の通りでございますが詳細は此の印刷物に依りまして御了知を願ひまして十分の御指導と御協力を御願ひする次第でございます。

次に昭和十六年度の国民貯蓄奨励方策(註)でございます。是も印刷物

がありますので極く概要だけを申し上げたいと思ひます。本年度に於きまして政府は国債消化の資金と致しまして七十五億円生産力拡充資金と致しまして六十億円を要するので随て一年間に増加を要する国民貯蓄の目標額としては百三十五億円と相成つて居る訳であります。それで本県の割当は八億円と決定を見たのであります。併しながら昨年即ち十五年度の実績はどうかと申しますと洵にお恥しい話であります。そこで大蔵省の方ではもう少し目標額を減したら宜いではないかと云ふやうな話もあつた位であります。本県の實力から申しましても又国民貯蓄奨励方策から申しましても是が減額と云ふことは洵に面目ない次第であります。之に付きましては色々の事情はございますが本年は全力を尽して目標を達成するやうに考へて居るのであります。それでは三月には国民貯蓄達成委員会を組織致しますと共に各職場に於て又各地域に於て御世話を願ひします国民貯蓄達成実行委員を数千名御委嘱致し各方面の御協力を願ひますと共に具体的方策を決定することに相成つたのであります。

国民貯蓄奨励方針の要点を申し上げますと第一は国民貯蓄組合の拡充強化でございます。是は本年三月に国民貯蓄組合法と云ふ法律

が出来まして近く是が実施に相成ることになつて居ります。是は免税或は其の指導方面に付きまして特に御考慮が払はれて居る訳であります之を中心と致しまして貯蓄の増加を期さうと云ふことに相成つて居ります。今までの組合の成績に再検討を加へますと共にまだ組合の出来て居ない所には其の設立を要望致しまして県民一人残らず此の組合を通じて貯蓄をするやうに御願ひしたいと考へて居るのであります。第二は貯蓄標準の適正化でございます。今までの実績を見ますと或は五十錢均一或は一円均一と云ふやうに洵に申訳的の貯蓄でございますが今回は各人の収入資産その他の能力に應じまして精一パイの御奉公をして戴くと云ふ所まで進んで戴きたいと考へて居るのであります。第三は浮動購買力の吸収でございますが之に付きましては小額債券の発行或は郵便切手貯金の復活等に依りまして相当の効果を挙げられるのであります。其の他考へなければならぬことは販売代金等の預金振替等でございます。此の方面に付きましては実施の方策を細目に於て詳細に書いてありますが特に天引貯金を考慮致して居るのであります。第四は勤勞の強化と貯蓄の励行では御説明申上げるまでもないと思ひます。第五が金融機関の活動強化で今度は金融機関の積極的な活動を促すことに相成つて居ります。それ／＼各

金融機関毎に責任額を持つて戴きますと共に預金者に便宜を与へるやうな具体的方法を講じて戴くことになつて居ります。それと同時に本県に於て特に考へなければならぬ問題は本県に在ります会社工場の中で東京方面に本店がございますと東京の方に預金されると云ふこともありませう。是は出来るだけ県の貯蓄奨励の方策に御協力を願ふと云ふ意味から本県の金融機関を御利用願ふこととし之に付ても相当積極的な御活動を御願ひすると云ふことになつて居ります。第六が貯蓄に対する障碍の除去でございますが此の方面に付きましては苟くも斯かる言動をなす者は徹底的に取締を励行することに相成つて居ります。大体以上のやうな要点を心構へと致しまして今度奨励を致して行くことに相成つて居るのであります。今申上げましたのはほんの抽象的のことでございます。別の印刷物にございますやうに各官公署学校工場会社商店或は各種団体部落会町内会さう云つた各方面毎に細目を決定致しまして是が強力なる遂行を御願ひして居るのでございます。今申上げました外に国民貯蓄の性質と致しまして長期の貯蓄でなければならぬと云ふことは勿論でございますし尚ほ是が徹底を期します為には源泉に於て貯蓄させると云ふことが特に必要でございますので此の方面に付きましては細目の中に特に天引貯蓄と云ふ特別

の方法を講じて居る訳でございます。之に依りまして八億の目標達成を期して居るのでございますのでどうぞ此の点に付きまして御指導御協力の程を切に御願ひ申上げる次第でございます。

○議長（寺島健君）只今御指示になりました二つの事項は現下の状況に於きまして最も緊要なことに存じます。お互に御指示の事項の徹底的完遂の為に御協力を御願ひ致したいと存じます。

（大政翼賛会神奈川県支部「第一回協力会議議事録」（昭和十六年）伊勢原市役所蔵）

〔注〕別冊省略。

#### 四九 興亜奉行日新方策実施要綱

十六振第四六号

昭和十六年一月二十七日

大政翼賛会神奈川県支部理事総務部長

各市町村長殿

各警察署長殿

興亜奉公日新方策実施ニ関スル件

興亜奉公日新方策実施要綱左記ノ通決定相成候ニ付テハ本運動ノ実施ニ当リテハ大政翼賛会県支部ニ於テ追テ具体的強化徹底方策ノ決定有之ヘクト被存候モ重点主義タル「勤労ト増産」ノ趣旨ニ鑑ミ時

局下重心トナルヘキ諸種運動ノ強力ナル実践展開ニ意ヲ用ヒ夫々ノ地方ノ実情ニ即シ時宜季節ニ応シ自肅自省従来ノ運動ニ断乎タル刷新ヲ加ヘ一ニ実践ニ依リ積極的努力ヲ傾注シ一段ノ強化徹底ヲ期シ以テ大政翼賛ノ誠ヲ効ス様致サレ度尚運動ノ実践ニ関シテハ特ニ部落会町内会其ノ他常会ノ申合ニ依リ有効適切ナル方策ヲ決定ノ上之カ実践強化ニ努メラレ度此段及依頼候

追テ貴管下ニ於ケル本運動ノ周知徹底実践強化ニ付テハ貴職ヨリ充分ニ御手配相煩度因ニ右実践事項トシテハ末尾記載参考例参照ノ上然ル可ク御配慮相成度申添候

#### 記

興亜奉公日新方策実施要綱

一 趣 旨

興亜奉公日ハ昭和十四年九月一日ヲ以テ実施シ爾来此ノ日ハ国民ノ自肅自省ノ日トシ相互ニ戦場ノ労苦ヲ偲ヒ大政翼賛ノ誠ヲ致シ以テ之ヲ日常生活ニ於ケル恒久実践ノ源泉タラシムヘク之カ普及徹底ニ努メタリシモ一部ニハ今尚銃後奉公ニ遺憾ナルモノナシトセサルヲ以テ今回大政翼賛会ノ決定ニ基キ本県ニ於テハ一層興亜奉公日ノ趣旨ヲ徹底シ真ニ一億一心ノ力実践ヲ期シ所期ノ目的ヲ達成セントス

二 実践事項

興亜奉公日ニ於ケル国民ノ実践ハ重点主義トシテ「勤勞ト増産」ノ日タラシムルト共ニ其ノ季節地方ノ実情並ニ時局下ノ運動ヲ考慮ニ加ヘ反省ト実践ノ精神ヲ籠メテ積極的努力ヲ傾注スルコト

三 実施方策

(イ) 一般ノ方策

興亜奉公日ノ真義徹底ニ努メ特ニ部落会町内会等ノ常会ニ於テ之カ実践強化ヲ図ルコト

(ロ) 官公署ノ方策

官公署ハ率先垂範ノ実ヲ挙クルコト

(ハ) 会社工場銀行商店等ノ方策

各々実行ノ申合ヲ為シ実情ニ即シテ奉公日ノ実践ヲ期スルコト

(ニ) 学校各種団体ノ方策

夫々興亜奉公日ノ趣旨徹底ニ努メ之カ実践ヲ強化スルコト

実施事項参考例

一 空闲地ノ利用開発

二 共同訓練ノ実施

三 心身ノ鍛錬

四 貯蓄ノ強化励行

五 節米ノ強化励行

六 銃後援護ノ強化

七 其ノ他成ル可ク奉公日ニ於ケル休日ヲ廃シ「勤勞ト増産」ノ趣旨ニ副フ

(大政翼賛)(昭和十五―十八年)伊勢原市役所蔵

五 神奈川県農山漁村経済更生整備計画樹立

要綱

十六農政第二二二八号

昭和十六年五月十九日

經濟部長

仙石原村長殿

農山漁村経済更生計画ノ整備ニ関スル件

農山漁村経済更生計画ノ樹立実行ハ昭和七年以来九ケ年ヲ経過シ来リ候処最近我国ニ於ケル産業経済其ノ他諸般ノ情勢殊ニ今事変ヲ契機トスル戦時経済体制ニ即応シ農山漁村ヲシテ克ク経済更生ノ実ヲ挙ゲ以テ其ノ課セラレタル使命ノ遂行ニ遺憾ナカラシムルコトト共ニ国力ノ源泉タル農山漁村ノ基礎ヲ確立培養シ以テ長期建設ノ国策

## 第2章 戦争体制の組織

遂行ヲ完カラシムル必要有之嚮ニ中央ノ農林計画委員会ニ於テ農林

大臣ノ諮問ニ対シ慎重審議ノ結果答申セラレタルモノニ基キ別冊

「農山漁村経済更生整備計画樹立要綱」ヲ決定致候ニ付テハ既ニ計画

ノ樹立ヲ了シタル町村ニ対シテハ右方針ニ基キ速ニ之方増補改訂ヲ

行フト共ニ今後樹立スベキ町村ニ対シテハ從來ノ「農山漁村経済更

生計画樹立要綱」ニ依ルノ外方針ニ則ラシメ以テ長期建設下ノ新事

態ニ対処スベキ農山漁村経済更生計画ノ整備ニ付配意相成度依命此

段及通牒候也

〔別冊〕

〔要略〕  
昭和十六年三月

農山漁村経済更生整備計画樹立要綱

神奈川県経済部

農山漁村経済更生計画整備方針

一 整備ノ要旨

経済更生計画ノ樹立実行ハ畜ニ農山漁村又ハ農山漁家各個ノ経済

ノ建直シヲ図リ其ノ収支ノ均衡ヲ期スルニ止マラズ進ンデ東亞建

設ノ新経済体制ニ即応シ農業報國ノ精神ヲ昂揚シ農山漁村ヲシテ

其ノ課セラレタル各般ノ任務ヲ完全ニ遂行スルト共ニ更ニ進ンデ

国力ノ源泉タル農山漁村ノ基礎ヲ確立培養スルコトヲ主眼トスル  
コト

二 組織ノ整備

(一) 実行基礎団体タル実行組合ノ整備強化ヲ図リ之レト農会及産  
業組合トノ一体的活動ノ実現ヲ期スルコト

(二) 農会ノ経費及事業ヲ検討シテ機能ノ拡充強化ヲ図ルコト

(三) 産業組合ノ農家全戸加入出資ノ増加貯金ノ奨励販売購買利用  
ノ各事業ノ拡充強化ヲ図ルコト

特ニ産業組合不振ノ町村ニ在リテハ此際根本的ニ之レガ立直シ  
ヲ計画シ将来ノ安定ヲ図ルコト

農会技術員ト産業組合職員トヲ相互ニ囑託トシテ兼務セシムル  
等ノ方法ヲ講ジ兩者ノ緊密ヲ図ルコト

(四) 経済更生委員会ノ委員及各部ノ分担ハ必要ニ応ジ之ヲ改組シ  
之レガ整備強化ヲ図ルコト特ニ実行組合長ハ必ず経済更生委員  
ニ加フルコト

経済更生委員会ノ部及其分担事項ハ次ノ通りトスルコト

統制部 計画ノ樹立及各部ノ統制督励ニ関スル事項

教育部 精神作興ニ関スル事項

生産部 重要農林水産物ノ増産農業経営ノ改善肥料農具其他資

材ノ配給勞力ノ需給調整等ニ関スル事項

- 經濟部 販売購買金融土地等ニ関スル事項
  - 社会部 生活刷新社会事業統後援護施設等ニ関スル事項
  - (五) 町村内ノ各種機関及団体ハ經濟更生委員会ノ統制指導ノ下ニ其ノ機能ヲ發揮セシムルコト
  - (六) 部落常会ノ励行ヲ期スルコト
- 三 土地利用計画

- (一) 農地ノ工場地又ハ住宅地等ヘノ利用變更ニ付テハ将来ニ於ケル農村人口ノ保有並ニ農家生活ノ安定其ノ他ノ事情ヲ考慮シ慎重ニ処置スルノ方法ヲ講ズルコト
- (二) 中堅農家ノ増強ヲ図ル為極力自作農ノ創設維持ニ努ムルコト
- (三) 農地委員会ト協力シテ小作關係ヲ再検討シ特ニ小作料ノ適正化ヲ実行スルコト
- (四) 耕地ノ交換分ヲ励行シ作業能率ノ増進ト生産ノ増加ヲ図ルコト
- ト
- (五) 開田開畑暗渠排水客土床締等ノ耕地拡張改良事業ノ促進ヲ期スルコト
- (六) 農道林道溜池用排水路等ノ新設又ハ改修ノ促進ヲ期スルコト
- (七) 空闲地ノ利用徹底ヲ期スルコト

四 勞力調整計画

- (一) 勞力ノ調整ニ就テハ部落ヲ單位トシ農繁期ニ於ケル勞力需給ノ基礎調査ヲ行ヒ之レニ基キ不足勞力ハ共同作業ノ普及徹底ヲ根幹トシテ作業ノ繰上ゲ繰延べ整地作業ノ省略改良農具利用調整ノ徹底畜力利用等ニ依リ可及的其ノ町村内ニ於テ勞力ノ自給ヲナス計画ヲ立テ尚不足スル勞力ハ他ヨリ集團移動勞力ノ請入レ計画ヲ為シ又余剩勞力ハ他へ集團移動勞力トシテ供出ノ計画ヲ為スコト
  - (二) 部落毎ニ勤勞奉仕班ヲ設ケ必召軍人遺家族ノ勤勞奉仕ヲ行ヒ町村農会ニ於テ之レガ連絡督励ヲ行フコト
  - (三) 必要ニ応ジ学校生徒児童ノ勤勞奉仕ヲ計画スルコト
  - (四) 部落ノ必要ニ応ジ改良農具ノ共同設備既存改良農具ノ合理的利用農繁期托児所共同炊事等ヲ計画セシムルコト
  - (五) 協定賃金ノ実施ヲ励行スルコト
  - (六) 軍需産業等ニ要スル勞務者ノ送出ニ付テハ各部落ノ勞力調整計画ニ基キ農業生産ニ必要ナル勞力ノ確保ニ留意シ兩者ノ間ニ於ケル調整ヲ図ルコト
- 五 重要農林水産物増産計画
- (一) 國ノ増産計画ニ基キ県ヨリ割當ラレタル米麦甘藷馬鈴薯等重



要農産物ノ増産ニ関シテハ之レヲ各部落ニ割当て之等ノ栽培反別ノ確保及耕種改善基準農地開発計画等ヲ決定シ極力増産ノ遂行ヲ図ルコト

増産目標ハ充分当業者ニ認識セシムルコト

(二) 其ノ他特ニ奨励セラレツ、アル南瓜蕎麦大小豆苧麻牛豚鶏兎蕪及其ノ町村ノ特産物ニ関シテハ他ノ作物又ハ作業トノ関係ヲ考慮シ増産目標ヲ定メテ計画的ニ之レガ実現ヲ図ルコト

(三) 山村ニ於ケル木材木炭ソノ他林産物ノ計画的増産ノ遂行ヲ期スルコトヲ中核トナス生産計画ヲ樹立シ之レガ実行ヲ確保スルコト尚土地利用ノ集約化ヲ図リ力メテ時局ニ於テ需要セラル、林産物ノ増産ニ努ムルコト

(四) 森林組合ヲ整備強化シ森林トシテ経営スベキ土地ニ付テハ施業案ヲ確立シ森林資源ノ保護培養ヲ期シ施業ニ必要ナル資金ノ借入村内森林所有者ノ維持創設ヲ図ルコト

(五) 林道網ノ普及整備ニ努メ林産資源ノ経済的利用開発ヲ期スルコト

(六) 漁村ニアリテハ沿岸漁業資源ノ維持培養沿岸漁場ノ整備調整漁業ノ協同経営漁業用資材ノ合理的使用漁業組合ノ整備強化ヲ

図ルコト

(七) 漁村ニ於ケル農耕地ノ設置ヲ計リ食糧自給ニ努ムルト共ニ漁村資源ノ維持培養ニヨリ漁家ノ安定向上ヲ図ルコト尚漁村ニ於ケル青少年及婦人ノ教育ニ努メ農民精神ノ陶冶ヲ図ルコト

六 肥料ノ消費調整

(一) 肥料配給計画ヲ樹立スル為メ市町村ニアリテハ作物別作付反別ヲ調査シ肥料ノ需要量ヲ明ニシ毎年一―七月及八―十二月兩期ノ肥料割当ヲ受ケタル場合ハ上記資料ニ基キ公正ニ農事実行組合若クハ部落ニ割当量ヲ決定スルコト

(二) 配給肥料ノミニテハ作物別需要量ニ充タザル場合多キヲ以テ之レガ不足ヲ補フ為メ緑肥栽培堆厩肥ノ改良増産灰ノ蒐集尿尿ノ利用等極力自給肥料ノ増産利用ニ努メ地力ノ維持増進ヲ図ルト共ニ配給肥料ニ対シテハ共同設備ヲ利用シ合理的配合ヲ行ハシメ施肥ノ合理化ヲ図ルコト

七 飼料其ノ他資材配給計画

飼料農具其ノ他必需物資ノ配給ニ関シテハ毎月町村内必要數量ヲ調査シ配給ノ円滑適正ヲ期スルト共ニ既設農用資材ノ合理的使用代用品ノ活用等ヲ促進シソノ最大ノ効果ヲ發揮スルニ努ムルコト

八 部落団体ノ整備統制

部落ニ現存スル産業経済ノ各種団体ヲシテ部落会トノ連絡調整ヲ

計リ且ツ生産集荷配給並消費等ニツキ最適單位組織タラシムル様整備強化シ之レヲ基礎トシテ町村計画ノ完全ナル消化運営ヲ図ルタメ部落計画ヲ樹立シ実行ノ確保ヲ期スルコト

九 農家經濟安定計画

農村ニ於ケル土地其ノ他ノ資源ト包容戸數ノ適正ナル均衡ヲ期シ農家經濟ヲ安定セシムル為自然の經濟的諸条件ヲ等シクスル地域毎ニ特ニ農業組織ニ重キヲ置キ調査地区ヲ決定シ地区内各戸ニツキ農業勞力ノ狀況農業生産手段ノ狀況農作業改善狀況農業經營ノ成果土地資源開發ノ狀況農家所得ノ狀況等各般ノ基礎的事項ニ涉リ調査シ安定農家適正規模ノ標準ヲ定メ中堅農家ノ土地細分ヲ防止シ且ツ学校其ノ他ノ關係機關ノ協力ヲ得中堅農家ノ相続者タル子弟ノ教育ニ特別ノ指導ヲ加ヘ以テ中堅農家ノ維持安定ヲ図ルコト

一〇 滿洲開拓民ノ送出計画

- (一) 町村内ニ於ケル資源ト包容戸數トヲ考慮シ滿洲開拓民ノ送出ヲ適當トスルカ又ハ其可能性アル農村ニ於テハ分村計画又ハ二三男ニ対スル青少年移民ノ送出計画ヲ立テルコト
- (二) 右ノ場合ニ於ケル移住民ノ土地及其ノ他ノ財産負債ノ管理及処分負債ノ償還方法ノ決定移住民者残留家族ノ援護等ノ指導ヲ講

ズルコト

一一 社會改善計画

- (一) 高度国防國家建設ノ國策ニ協力シ節米消費ノ節約物資ノ愛用等生活用式ノ全面的刷新ヲ一層強化徹底スルコト就中冠婚葬祭ニ於ケル永年ニ亘ル虚栄の形式的陋習ヲ排シ贅沢全廢運動ノ徹底ヲ計リ我國獨特ノ家族制度ノ美風ノ顯揚ニ努ムルコト
- (二) 農村体位向上ヲ計ルタメ農村主婦ノ衛生知識涵養住宅所ノ改善出稼婦郷者ノ健康診断乳幼児ノ保健養護寄生虫ノ驅除並予防等ノ施設ヲ講ズルコト

一二 貯蓄ノ奨励負債ノ整理

- (一) 國民貯蓄奨励ノ方針ニ対応シ各種ノ貯蓄ヲ一層励行スルコト  
特ニ農林水産物価ノ騰貴及賃金収入ニ依リ収入ノ増加シタル者ニ就テハ特別ノ貯蓄ヲ為サシムル様計画ヲ樹立スルコト
- (二) 公債ノ消化ヲ円滑ナラシムルタメ産業組合ノ貯金ハ可及的公債ニ振向ケルコト
- (三) 時局ノ為増加セル収入ハ出来得ル限り負債整理ニ充當セシムルハ勿論一層負債整理組合ノ活動ヲ図ルコト
- 二三 銃後援護施設ノ徹底  
応召農家ノ生活ノ安定ヲ期シ後顧ノ憂ナカラシムル為応召農家ヘ

ノ勤勞奉仕耕地ノ共同管理負債ノ整理自作農地創設召集解除者ノ  
生業援護傷痍軍人並ニ遺家族ノ保護其ノ他軍事扶助並優遇方法ノ  
徹底ヲ期スル等各般ノ軍事援護施設ノ活用ヲ図ルコト

一四 精神ノ作興

(一) 以上各般ノ計画ノ目的達成ハ一ツニ町村民ノ精神作興団体訓  
練ニ俟タザルベカラズ之レガ為メニハ從來奨励シ來ル精神綱領  
ノ外特ニ自我功利ノ念ヲ排除シ公益ヲ重ンジ国策ニ順応スル精  
神ノ昂揚ヲ図ルコト

(二) 部落常会ノ励行共同收益地ノ設置等ニヨリ精神的結合ヲ一層  
鞏固ナラシムルコト

(三) 農家中堅青年ノ養成特ニ相続人ノ職業指導上ニ留意シ中堅青  
年ヲ選ンデ講習會農民道場等ニ出席セシムル様助成計画ヲ立ツ  
ルコト

(四) 特ニ農村婦人ノ教養訓練ニ力ヲ致シ各種婦人団体ノ連絡統制  
ヲ計ルコト

經濟更生計画整備ノ実施方針

一 既ニ樹立サレタル実行中ノ經濟更生計画ノ内容ヲ國ノ要求ニ基  
ク計画生産肥料資材等ノ配給計画及勞力調整計画等ニ対応シ増補

改訂スルコト

二 更ニ此際農家ノ經營規模ノ適正化ヲ図リ地方ノ維持土地水面及  
共同施設ノ整備並ニ部落内ノ産業經濟団体ノ整備等ニヨリ一層農  
山漁村ノ基礎ヲ積極的ニ確立スルコト

三 本整備方針ハ既ニ指定セル町村ノ經濟更生計画ノ増補改訂ニ関  
スル方針タルノミナラズ今後指定スル町村ニ付テハ從來ノ農山漁  
村經濟更生計画樹立要綱ト共ニ經濟更生計画樹立実行上ノ方針タ  
ラシムルコト

四 既ニ指定セル町村ヲ原則トシテ二ケ年間ニ亘リ計画ノ増補改訂  
ヲナサシムルノ方針ノ下ニ県ニ於テ指定スルコト

五 町村指定ノ順位ハ生産達成上必要ナル町村ヨリ順次之ヲナシ地  
方「ブロック」的ニ一地方ノ町村ヲ全部指定シ順次他ノ地方ニ及  
ボスコト

六 整備計画ハ産業生活等ノ狀況ニ付考究シ地域の総合的ニ実施ス  
ルヲ適當トスルヲ以テ整備町村選定ニ當リテハ自然的經濟的諸条  
件ヲ同ジクスル近隣數ヶ町村又ハ郡単位等ニテ整備地区ヲ決定シ  
「ブロック」的ニ全地域内ノ町村ヲシテ整備方針ニ基ク計画樹立  
町村タラシムルコト

七 整備計画樹立ニ當リテハ其ノ地域並町村ノ特殊性ヲ活スニ努ム

ルハ勿論ナルモ国及県ノ計画トノ総合性ニ付遺憾ナキヲ期スルコト

八 整備計画樹立ニ当リテハ地域内各町村ノ共通重要事項ニツキ地域整備計画ノ大綱ヲ決定シ各町村ニアリテハ大綱ニ即応シ自村計画ノ増補改訂ヲナシ其ノ他各項ニツイテハ整備方針ニ基キ独自ノ整備計画ヲ樹立スルコト

九 指定ヲ受ケタル町村ニ於テ樹立又ハ増補改訂セル経済更生計画ハ県経済更生委員会ノ審議ヲ経テ知事之レヲ決定スルコト

(仙石原村役場「振興書類」(昭和十六年)箱根町役場蔵)

### 五二 輸送力強化協力に関する件要請

昭和十六年七月十七日

大政翼賛会神奈川県支部長(印)

市町村支部長殿

輸送力の強化協力に関する件

独ソ開戦を契機とする世界情勢の急変に際し内外の時局は真に重大化し国内諸体制の整備確立は一刻も忽せになし得ざる秋と相成候就中近時旅行者の激増に依り交通機関は混雑を極め為に重点輸送力に影響する所尠しとせず此際全国民を挙げて正しき時局観に立ち国家に輸送力を捧ぐべき認識を透徹せしむるは緊迫せる新段階に即応す

る重要な処置と思惟仕候

就ては国家の輸送力を減退せしむべきが如き左記事項は部落会長隣組長を通じて積極的に抑制中止せしむる様至急御手配相成度候

追而部落会長隣組長宛協力要請書(回覧板用)同封致置候に付申添候

記

旅行等の制限協力に関する事項

(一) 登山海水浴避暑等の旅行にして輸送能力に影響するものは停止せしむること

(二) 団体視察参拝旅行等は自発的に取止めしむる様自粛を求むること

(三) 学生生徒の旅行一般人の帰省旅行等も見合さしむる様協力せしむること

(四) 勤勞奉仕等も近接地を撰定し遠距離交通機関の利用を避けしむること

(五) 運動競技講習会等も汽車利用のものは主催者をして見合さしむる様協力せしむること

(六) 其他不急なる個人的汽車旅行を差控へしむる様誘導すること

(七) 停車場に於ける送迎の廃止方自粛を求むること

第2章 戦争体制の組織

(ハ) 個人的所要並に贈答等に為さるゝ輸送品を積極的に見合さしむる様協力せしむること

(ニ) 郵便小包暑中見舞不要なる通信も輸送力に影響あることを認識せしむること

〔大政翼賛〕(昭和十五—十八年) 伊勢原市役所蔵

三 神奈川県郷土芸術振興資料調査に関する件

依頼

昭和十六年八月一二日

大政翼賛会神奈川県支部  
庶務部長兼組織部長(印)

各市町村支部長殿

神奈川県郷土芸術振興資料ニ関スル件

大政翼賛運動ハ政治経済文化ノ刷新ト興隆ヲ要請致居就中文化ノ興隆ハ地方文化ノ発揚ニ俟ツモノ多ク本県トシテモ特ニ此点ヲ考慮シ既ニ神奈川県文化翼賛連盟ノ結成ヲ見着々生活文化ノ建設ニ努力セラレツ、アルノ実情ニ御座候就テハ之ガ振興ノ為ニ県下伝承芸術ノ振起活用ハ欠ク可カラザル事ニテ古クヨリ伝ヘラル、其ノ土地ノ芸能ニハ我国本来ノ民族文化ノ象徴サヘ見出サル、モノニ御座候此意味ニ於テ本支部ハ文化翼賛連盟ト相謀リ今秋ヲ期シ「神奈川県郷土

芸能祭」ヲ開催シ其ノ存在ト価値ヲ恰ク江湖ニ紹介シ今後ノ振興ニ資シ度ト存候就テハ御多用中恐縮乍ラ右ノ趣旨御賛同ノ上貴支部管内ニ於ケル郷土芸術ヲ御調査ノ上左記要領ニヨリ折返シ御一報煩度其ノ御報告ハ取纏メ整理ノ上「神奈川県郷土芸術資料」トシテ印刷保存致ス様相成管ニ御座候

尚郷土芸術トハ俚謡能楽民謡人形芝居踊其ノ他之ニ準ズルモノヲ指称スル次第ニ付為念申添候

凡例

呼称	起因	参加人員	所在地名	芸能祭参加希望の有無
とら踊	大漁を祝ふ漁民の踊	十名	浦賀	有
人形芝居		数名	厚木	有
神楽(能)		十数名	大山	有

〔大政翼賛〕(昭和十五—十八年) 伊勢原市役所蔵

三 木灰供出強化運動に関する実施要綱

昭和十六年十一月六日

大政翼賛会神奈川県支部  
庶務部長兼組織部長(印)

各郡市町村支部長殿

木灰供出強化運動ニ関スル協力方依頼ノ件

標記ノ件ニ関シ今般神奈川県農会ニ於テ別紙実施要項ニ依リ食糧増産ノ重要資料タル加里肥料補給ノ一助トシテ木灰ノ供出強化ノ運動ヲ実施スルコト、相成本支部ハ之ニ協力致ス事ニ決定候ニ付テハ貴支部ニ於テモ同運動実施要項ニ基キ農会其他ノ関係団体ト充分連絡ノ上本運動ノ目的達成ニ御協力相成度特ニ実施ニ当ツテハ構成員ヲ動員シ部落会町内会隣組ノ常会等ヲ通シテ格別ノ御配意相成度此段及御依頼候也

〔別紙〕

木灰供出強化運動実施要項

一 主 催 神奈川県農会

二 協 力 大政翼賛会神奈川県支部

農業報国連盟神奈川県支部 産業組合中央会神奈川

県支会 神奈川県信販購組合連合会 神奈川県青少

年団 愛国婦人会神奈川県支部 大日本国防婦人会

神奈川地方本部 神奈川県肥料協会 神奈川県塵芥

灰配給組合

三 後 援 神奈川県

四 蒐集目標 百十五万貫（米春迄）

五 期 日 昭和十六年十一月一日ヨリ開始

六 地 域 県内及市町村

七 実施事項

(一) 県協議会（県農会ニ於テ計画スルコト）

(二) 郡市協議会（郡市農会ニ於テ県協議会ニ準

ジテ計画スルコト）

(三) 町村常会（市町村ノ指示ニ基キ協議計画ス

ルコト）

(四) 隣組常会（町内会ノ指示ニ基キ協議計画シ

特ニ婦人部ニ徹底ヲ計ルコト）

(注意) 以上各協議会等ニハ各上級機関ヨリ出

席シ指導督励スルコト

(五) 県督励（県農会ニ於テ中央督励ニ準ジテ計

画スルコト）

(六) 郡市督励（郡市農会ニ於テ中央督励及県督

励ニ準ジテ計画スルコト）

(七) 趣旨書作製配布

(八) ポスターノ作製配布

(九) ラヂオ放送（一般放送 政府時間 ニュ

ス放送）

(一〇) 各関係団体ノ機関雜誌及新聞ト連絡

八 実行方法

- (一) 関係官庁ヨリ各関係機関ニ通牒
  - (二) 各関係団体ヨリ各系統団体ニ通牒
  - (三) 回覧板ノ利用
  - (四) 一般新聞社ト連絡
  - (五) 優良事績ノ調査発表
  - (六) 農村ニ対シテモ灰ノ蒐集利用強化ニ関シ督励
  - (七) 其他各地方ノ実情ニ即シ適當ナル事項
- 各市町村各市町村農会主唱シ市町村警防団婦人会  
学校青少年団等ト連絡シ左記事項ヲ実施スルコト  
但シ左記ハ実行方法等ノ一例ナルヲ以テ実行ニ當  
リテハ各地方ノ実情ニ即応シ最適當ナル方法ニ依  
ルコト
- (一) 各町村常会及隣組ヲ通ジ各戸ニ趣旨及実行方法  
ヲ通達スルコト
  - (二) 各国民学校中等学校ノ生徒及青少年団等ヲ通ジ  
各家庭ニ趣旨及実行方法ヲ通達スルコト
  - (三) 各戸ヲシテ古バケツ火消壺等適當ナル容器ヲ  
備付ケシメ毎日生産セラレタル木灰ヲ（煉炭灰  
石炭灰豆炭灰ヲ除キ）其ノ中ニ集メ完全ニ消火  
セシムルコト
  - (四) 右ニ依リ完全ニ消火シタル木灰ヲ石油箱等ノ中  
ニ貯蔵セシムルコト
  - (五) 右ニ依リ貯蔵シタル木灰ヲ毎月興亜奉公日（雨  
天順延）ノ午前中ニ隣組ヲ通ジ各市町村内ノ一  
定ノ場所ニ持出サシムルコト
  - (六) 市町村農会ハ県農会及郡市農会ト連絡シ近隣村  
農会ノ協力ヲ受ケケ予メ作成シタル蒐集計画ニ基  
キ毎月興亜奉公日ノ午後右ニ依リ持出サレタル  
木灰ヲ蒐集シ木灰仮置場ニ集荷スルコト  
此ノ際婦人会学生生徒及青少年団員ヲシテ勤  
勞奉仕セシムルコト
  - (七) 集荷セラレタル木灰ハ県農会ト連絡シ適當ナル  
方法ヲ以テ公平ニ配給セシムルコト
  - (八) 官衙学校及会社ニ於テ生産セラレタル木灰モ前  
記ニ準ジ供出スルコト
- （「大政翼賛」（昭和十五―十八年）伊勢原市役所蔵）

五 戦時下仙石原村年末年始対策要綱

仙取第二六四八号

大政翼賛会仙石原村支部長石村喜作

昭和十六年十二月十一日

村常会員各位殿

年末年始対策要綱通知ノ件

年末年始対策要綱ハ別紙ノ通ニ候条現下ノ重大ナル時局ノ推移ニ鑑ミ部落並ニ団員一般ヘ之方徹底方特ニ御配慮相成度此段及通知候也  
〔別紙〕

一 年末年始の対策要綱

聖戦こゝに六年有史以来の一大難局に直面しつゝ昭和十七年の新年を迎へるのである。

一億国民は真に時局の重大さを認識し更に決意を新にして一意難局の突破に当らねばならぬ。

従つて年末年始に際しては各自の生活に一層の緊張を加へ従来やゝもすれば起りがちな遊樂的風潮を一掃すると共に簡素にして明朗且つ剛健なる必勝態勢下の新年に臨まずとするものである。

実施内容

一 虚礼や無駄の徹底的排除

忘年会新年会等の会合歳暮年始等の贈答及年賀状年頭の廻礼等は

一切差控へ特に服装等は努めて簡素にすること  
二 年末年始用品は最少限度に

年末年始用品は極力物資の節約に努め特に門松メ飾等をしつらへる場合は極めて簡素を旨としまた食糧品等は配給による消費規正を嚴重に守り苟も買溜浪費等の絶対になき様心掛けること

三 物を買ふより先貯蓄

「百七十億貯蓄」の新目標は是が非でも達成せねばならぬ従つて賞与其の他の収入は極力貯蓄にふり向け経費を極度に切詰めて更らに年末年始用品のみに限らず新調新規購入等は絶対に見合せ貯蓄奉公に邁進すること

四 行樂旅行は絶対に廃止

年末年始の休暇に於ての行樂旅行は勿論不急不要の旅行は絶対に廃止し更に小包其の他の託送荷物等も極力差控へ鉄道輸送力の緩和に協力すること

五 隣保協同力強く和やかに

必勝態勢下の新年にふさはしく力強く和やかに隣組や部落会を中心に明朗且つ健全なる団体的娛樂行事を行ひ団樂を通じて近隣との結束を強め一朝有事の際に備へること

(仙石原村役場「振興書類」(昭和十六年)箱根町役場蔵)



五 足柄上郡仙石原村常会要綱(一—四)

(一)

仙石原村常会要綱

昭和十六年二月六日 自午後七時  
至午後九時

- 一 一同敬礼
- 一 宮城遙拝
- 一 黙 禱
- 一 村是朗誦
- 一 伝達事項
- (1) 大政翼賛実践要綱決定ノ件  
別冊神奈川県総動員第十号表紙裏ノ通り六項目ノ実践要綱<sup>[注]</sup>ガ決定サレマシタ
- (2) 本年度農業ノ重要問題  
高度国防国家ノ完成□軍民ノ食糧確保ガ重要デアリマシテ農林省アハ五ヶ年計画デ四十七万町歩ノ水田可能地ト百十五万町歩ノ畑可能地ヲ取敢ズ水田二十万町歩畑三十万町歩ヲ開墾スルコトニ決定シマシタ
- (3) 国民学校実施ノ件  
本年四月ノ新学期カラ国民学校制ガ実施サレマシテ全国一斉ニ

看板ガ国民学校ト換ヘラレマシテ制度ヤ教育ノ内容ガ根本的ニ刷新改善サレマス

其内容ハ初等科六ヶ年高等科二ヶ年ニ分レテ何レモ義務教育デスカラ必ズ終了シナケレバナリマセン

科 等 高	科 等 初	教 科	科 目
国民科 実業科 理科 体育科 芸能科	国民科 理科 体育科 芸能科	修身科 国語科 国史科 地理科	前全断 農業 工業 商業 水産ノ中一科目 以下初等科ニ全シ
全	音楽 習字 図画 工作 裁縫(女)		

- (4) 下部組織指導者訓練講習会訓練生推薦ノ件  
今回大政翼賛会本部及大日本報徳社ニ於テ講習会ヲ開催セラル、ヲ以テ左記要項ニ依リ各部落ヨリ二月八日迄ニ適任者選定セラレ度其ノ中ヨリ村長ニ於テ推薦ス
- (イ) 部落会ノ実践運営ニ熱意アル人物ニシテ少壮身体強健ナルモノ
- (ロ) 旅費実費□村負担

(イ) 講習期間 一週間（大政翼賛会本部主催水戸市）

(ニ) 講習期間 十五日間（大日本報徳社主催掛川町）

(5) ラジオ聴取ノ件

ラジオ無届聴取者ナキ様部落民ニ注意スルコト

一 報告事項

(1) 国際情勢ニ就テ

松岡外相並陸海相議會答辭ノ要点

一 協議懇談事項

(1) 部落会相互視察ニ関スル件

各部落ニ於テ相互ニ視察シ其長所ヲ採リ短所ヲ補フハ各部落会

ノ發展上堅要ナルヲ以テ其実現ヲ望ム

(2) 優良部落会選定ノ件

各部落会長ニ於テ優良部落ヲ別紙用紙ヲ以テ選挙セラレタシ

(3) 国民健康保険組合設立ノ件

別紙通知書ノ通り国民健康保険組合ヲ設立セルニ依リ同意書ニ

所要ノ記入捺印ノ上来ル二月二十日迄ニ必ず提出セラレタシ

(4) 国債所有者報告ノ件

別紙ニ記入国庫債券報国債券貯蓄債券所有高報告セラレタシ

(5) 二宮翁夜話精神ノ研究ニ就テ

毎月村常会ニ於テ二宮翁夜話ノ研究ヲナシ部落民ニ対シ其□□

ノ普及ヲ図リ日常生活ニ実践セシムルコト

(6) 其他必要事項

一 閉会ノ辞

〔注一〕 この六項目は次の通りである。

一 臣道の実に挺身す 即ち無上絶對普遍的真理の顕現たる国体を信仰し歴代詔勅を奉体し職分奉公の誠をいたしひたすら惟神の大道を顕揚す

二 大東亜共栄圏の建設に協力す 即ち大東亜の共栄体制を完備しその興隆を図るとともに進んで世界新秩序の確立に努む

三 翼賛政治体制の建設に協力す 即ち經濟文化生治を翼賛精神に帰一し強力なる総合的翼賛政治体制の確立に努む

四 翼賛經濟体制の建設に協力す 即ち創意と能力と科学を最高度に發揮し翼賛精神に基く総合的計画經濟を確立し以て生産の飛躍的増強を図り大東亜における自給自足經濟の完成に努む

五 文化新体制の建設に協力す 即ち国体精神に基き雄渾高雅明朗にして科学性ある新日本文化を育成し内は民族精神を振起し外は大東亜文化の昂揚に努む

六 生活新体制の建設に協力す 即ち翼賛理念に基き新時代を推進する理想と気魄を養ひ忠孝一本国民悉く一家族の成員として国家理想に結集すべき科学性ある生活体制の樹立に努む

〔注二〕 以下別紙省略。

(二)

仙石原村常会要綱 昭和十六年三月六日午後七時

一 儀礼 一同着席 宮城遙拝 黙禱 村是朗読

一 伝達事項

(一) 人口政策ノ確立

人口ノ減ツテ行ク国ハ必ズ滅亡シ人口ノ増シテ行ク国ハ漸次発展スルト言フ世界ノ情勢デアルカラ我国ノ毎年生レル二十万人ノ産児ヲ(一ケ年ニ一割死亡)完全ニ保育シ又年々十四五万人死亡(日露戦死ノ二倍)スル結核患者(死亡者ノ約十倍百四五十万人)ノ撲滅ニ努メル為メ平素ヨリ心身ノ鍛鍊ヲ怠ラズ昭和三十五年迄ニ内地人口一億ヲ確保シヨウト言フノガ人口国策ノ目標デアル

(二) 国防保安法ニ就テ

国家ノ機密ガ外国ニ筒拔ケデアレバ戦争ハ必ラス負ケデスソコデ今議會テ国防保安法ト言フノガ出来テ御前會議樞密院會議閣議又ハ五相會議トカ議會ノ秘密会等ニ附議サレタ内容ヲ外国又ハ他へ洩ラスト死刑カ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処セラレル

(三) 臨時農地等管理令ニ就テ

政府デハ臨時農地管理令ヲ本年二月一日公布セラレ今日ヨリ実施スルコトニナツテ居マス農地ノ潰レテ行クノヲ防グ為メ今後

五十坪以上ノ農耕地耕作以外ノ目的ニ使用スル為メ他ニ売買讓

渡スル場合ニハ原則トシテ地方長官ノ許可ヲ受ケルコトニナリマス又空閑地ノ利用ニ就テ法的根拠ヲ与ヘテアリマス即チ地方長官ハ空地ノ所有者ニ市町村ノ農地委員会ヲシテ耕作ヲ勧告サ

セ自分デ耕スコトガ出来ナケレバ外ノ者ニ耕作サセル様命令スルコトガ出来マス其ノ外贅沢ナ果物トカ値段ガ高クテ実用ニナラス物ヲ作ルコトヲ制限サレ時ニハ禁止サレルコトニナリマス

(四) 臨時農地價格統制令ニ就テ

之ノ法モ二月一日カラ実施サレルコトニナリマシテ今後全国ノ農地ハ地租法ニヨツテ土地台帳ニ登録サレテイル賃貸価ニ一定ノ率ヲ掛ケタ價格ヲ超ヘテ取引スルコトガ出来ナイノデス其ノ率ハ去ル一月三十日農林省ヨリ全国府県郡市別ニ告示サレマシタ

(五) 青年学校振興運動ノ件

本年四月一日ヨリ就学ノ義務ヲ有スル青年学校生徒ハ別表<sup>(註)</sup>ノ通りデ有リマスカラ各部落会ニ於テ克ク義務制ノ主意ヲ徹底セシメ一人ノ不就学者モナイ様切望シマス

(六) 大日本青少年団ノ新発足ニ就テ

去ル一月十六日文部大臣ガ団長トナツテ府県ノ団長ハ地方長官

トシテ町村青少年団ヲ置キ其ノ區別ハ左ノ通りトス

- 普通団員 青年学校生徒及十四才乃至二十才ノ男子青年
- 青年団 幹部団員 幹部又ハ指導者トシテ加入スル二十一才乃至二十五才ノ男子青年
- 青年団長 青年学校校長
- 女子青年団 青年学校生徒及十四才乃至二十五才ノ未婚ノ女子青年

少年団長 小学校長 尋常小学校第三学年以上ノ小学児童団長

ノ外ニ顧問審議員参与専門委員ヲ置キマス

(七) 町村会議員等任期延長ニ関スル法律施行ノ件

昭和十六年法律第四号及第五号公布ニ相成現下内外ノ緊迫セル情況ニ鑑ミ国民間ニ不要ノ摩擦競争ヲ起スヲ避クル主旨ノ下ニ一ケ年間選挙ヲ執行セザルコトニシタル者ニツキテ承セラレタシ

二 協議懇談事項

(一) 馬鈴薯増産ニ就テ (種子用二千五百貫)

各部落ニ就テ開墾若シクハ空闲地ヲ利用シ馬鈴薯ヲ増産スルコト

(二) 家計簿記帳者ニ新帳簿交付ノ件

家計簿ヲ記帳シタ者ニハ新帳簿ヲ村ヨリ交付イタシマス

(三) 新入学児童ノ学用品購入ニ就テ

四月一日カラ新入学ノ生徒ガ有リマスガ学用品ノ購入ニツキマシテ新入学トカ或ハ進級セラレタ生徒ノ学用品ハ無理シテモ新調シテヤリタイノガ親心デアリマシヤウガ時局柄可成新調ヲ見合セテ兄弟ノ古カ或ハ親戚近所ノ下リ者ヲ以テ学童ノ誇リトスル様ニ家庭モ学校モ高唱シテ頂キタイノデス

(四) 部落常会ノ運営ニ就テ

開會定刻ニ至ラバ必ズ儀礼伝達報告事項ヲ進行シ而シテ協議懇談事項ニ入ル前ニ貯金其ノ他ノ納金等取扱フ方法トシタ意見如何ニヤ

(五) 優良町村ノ視察ニ就テ

部落会長優良町村ノ視察ヲ本月中ニ実施セントス部落会長故障アルトキハ会長ノ推薦ニ依リ其部落ノ熱心ナル者ヲ代理者トシテ認ムルコト

三 申合せ事項

四 二宮翁夜話ノ研究

常会ハ物心両方面ノ開拓ガ最モ必要デ其ノ精神方面ノ部門ヲコノ

夜話ノ研究ニ依ツテ更生シテ行キタイト言フノデスカラ大変重要ナ事デス

五 常会歌合唱

六 閉会ノ儀礼

[注]別表省略。

(三)

仙石原村常会要綱

昭和十六年四月七日 自午後七時三十分 至午後九時三十分

一 儀礼 一同着席 開会辞 宮城遙拝 黙禱 村是朗誦

一 伝達事項

(1) 戦時食糧増産並ニ節米運動実施ニ就テ

食糧ノ増産節米ニ関シテ数々伝達協議シテ居リマスガ尚一層部落民ニ徹底セシメ戦時食糧ノ確保ニ努メタイト思ヒマス

(神奈川県総動員第十二号十六項)

(2) 講会取締ニ就テ

昭和十六年二月二十日神奈川県令第十一号講会取締規則ヲ定メラレテ三月一日カラ施行サレマスカラ従来ヨリ講会ヲ設立シテ居ル者又ハ之レヨリ講会ヲ設立セントスルモノハ本令施行ノ日より六十日以内ニ届出デルコトニナツテ居ル(先般回覧板デ通

知セリ)カラ必ラズ届出ヲ忘レヌコト

但シ届出用紙ハ便宜役場デ印刷シテアルカラ申出者へハ交付スル

一 協議懇談事項

(1) 肥料配給ニ関スル件

昭和十六年一月ヨリ七月迄ノ肥料ヲ別紙<sup>[注]</sup>ノ通り配給シタイト思ヒマス

(2) 水稻種子消毒ニ関スル件

水稻増産ニハ病害ノ予防ガ最モ必要デスカラ種粃ノ消毒ヲ励行シテモライタイ尚方法ヤ薬ハ近ク各実行組合別ニ指導致シマス

(3) 木灰ノ蒐集ニ就テ

各家庭ノ主婦ハ毎朝木灰ヲ採ツテ火災ノ危険ナキ様又雨ニカカラヌヤウ保存シテ金肥ノ補足トシテモラヒタイ

(4) 貸家貸間調査ノ件

本村ハ奥箱根ノ健康保養地トシテ避暑来遊者逐年賑フ盛況ヲ見季節ノ前ニ避暑滞在ノタメ貸家貸間ヲ求メ役場ニ問合スモノ漸ク多シ之ニ伴ヒ村民中ニハ貸家ヲ備ヘ貸間ヲ営ムモノ亦多クヲ見ルハ観光地トシテ喜ブベキ現象ナリトス此際相互便宜ノタメ貸家貸間ヲナサントスルモノニ就キ予メ調査シ今夏避暑客ニ備

へ出来得ル限り仲介斡旋ノ勞ヲ試ミントス

依テ部落内ニ就キ別紙用紙ニ依リ之方調査ヲ煩シ本月末日迄ニ

当役場ニ御提出相成タシ

(5) 部落常会長視察報告

杉山部落

中郡高部屋村 別紙視察報告書

(6) 金時祭ニ就テ

子供角力ヲ箱根山四校児童ニテ競技会ヲ施行シタキ希望ナルモ如何

(7) 申合せ事項

一 二宮翁夜話ノ研究

一 講演

一 常会歌合唱

一 閉会ノ辞 儀礼

〔注〕 別紙省略。

(四)

村常会要綱

昭和十六年十二月一日 自午後七時  
至午後九時

一 開会ノ辞

一 国民儀礼（宮城遙拝 祈念 村是朗誦 常会ノ誓）

一 伝達事項

(1) 一億前進の誓ひ樹立に就て

十二月一日の興亜奉公日は差し迫つた時局の重大性に鑑み国民の決意を一層強化する為め「一億前進の誓ひを」道標に掲げて今次事変発生以来国を挙げて努力せられた生活戦の跡を反省すると共に更に前途の多難に対し従来に倍して一家と隣保が互に手を携へて万遺憾なき前進を力強く踏み出すことを要望する次第です

別紙〔注〕大政翼賛臨時増刊号を熟読してください

一 実践事項

一 一億前進の誓ひの実行

(1) 貯蓄の強化

貯蓄の強化運動に関しては本年第七十七臨時議会に於て全国貯蓄目標を百七十億に増加した為め本年度に於て十二月より明年三月迄に八十億の貯蓄をどうでもせねばならぬので本村に於ても別表の通り各組合へ割当を増加した次第です

(2) 金属類回収に就て

(4) 民間金屬類特別回収（指定施設）は町村長より配付せ

られたる讓渡申込用紙に供出物件其の他所要事項を記入し期限迄に回収機関に讓渡の申込書二通を提出する事

（仙石原村役場へ十二月五日迄に提出し取纏め送付す）

(四) 一般家庭の金屬類特別回収は十二月十日迄に各部落会長に於て工作物供出申込書を取纏め置く事

一 大政翼賛会推進員委嘱書伝達  
金屬類特別回収勸奨委員

一 協議懇談申合事項

(1) 翼賛壯年団員内申ノ件

仙石原村翼賛壯年団ヲ結成スルニ當リ其年令ハ滿二十一才ヨリ四十五才迄ノ男子ニシテ大政翼賛ノ実践者トシテ適當ナル者ヲ選ビ別紙用紙ニ所要ノ記入ヲナシ部落会長及在郷軍人会長ヨリ内申スルコト

(2) 正月用糯米ノ配給ニ関スル件  
本年度米穀国家管理制度ノ強化ニ伴ヒ消費者ニ対スル配給ハ全部政府所有米ノ払下ヲ得テ賄フ建前ト相成正月用糯米ノ一人當リ配給量ハ一キログラム（七合五勺）ノ範圍内ニ於テ行ハルベ

ク内示有之候ニ付部落内世帯員名簿ヲ整理ノ上來ル十五日迄ニ別紙報告用紙ニ各戸ノ世帯員數報告相成度

但シ家用保有米ヲ取持スル者ニシテ糯米ヲ所持スル者ハ除外スルコト

(3) 一般家庭用酒類配給ニ関スル件

去ル十一月ヨリ実施セラレタル一般家庭用酒類配給ニ関シテハ切符制ノ実施ニ依リ円滑ニ行ハレツヽアルト察セラルヽモ右切符ハ記名者限り有効ナルハ勿論他人ニ貸与又ハ業務者方面ニ融通スルガ如キ事アル場合ハ直チニ配給ヲ停止スベクニ付部落員ニ対シ指示相成度

(4) 正月用糯米供出ニ関スル件

本村ニ於ケル今年糯米作付反別三町一反四畝十六歩ニシテ之ガ実取高（十一月一日現在調）ハ三十五石ナリ依而上記ノ内ヨリ二石八斗ノ供出割當有タルニ依リ追而本村農会ヨリ発スル供出命令ニ依リ糯米作者ニ対シ供出セラル様示達相成度

但シ実取高一斗ニ対シ約八合ノ割

(5) 国民学校肥料汲取ニ関スル件

国民学校ノ肥料汲取希望者ハ十二月十日迄ニ仙石原村役場へ申出テ汲取方法ノ決定ヲ受ケラレタシ

(6) 夜警施行ニ関スル件

昨年ハ警防団員ガ名簿順ニヨリ勤務セシモ種々ノ関係ニヨリ勤務ニ堪ヘザル事情ニアリ依テ之ガ処置如何ナルモノナルヤ  
研究体験発表

山崎教化部長兼青年部長

鈴木経済部長

一 閉会ノ辞

敬礼

(仙石原村役場「村常会関係書類」(昭和十六―十八年)箱根町役場蔵)

〔注〕別紙、別表省略。

### 五 大政翼賛会推進の報道網確立に関する件

通牒

昭和十七年一月七日

大政翼賛会神奈川県支部長

大政翼賛会

市町村支部長殿

推進員ニヨル組織的報道網確立ニ関スル件

今回本部ヨリ左記要綱ニヨリ推進員ニヨル組織的報道網ヲ確立シ以テ各地方ニ展開セラレツ、アル翼賛運動ノ模範的事例ヲ交換シ運動

ノ具体的方途ノ参考ニ資スルト共ニ併せて推進員ノ積極的活動ヲ促進セシメ度トノ通牒有之候ニ就テハ右趣旨御諒承ノ上貴支部推進員中ヨリ適當ナル者一名報道責任推進員トシテ折返シ県支部宛推薦相成度尚左記ニ依リ活動セシメラレ度此段及通牒候也

記

一 貴支部推進員中一名ヲ報道責任者トシテ推薦セシメ氏名年齢職業學歷住所ヲ県支部宛報告スルコト

二 報道責任者ハ毎月ノ推進員ノ活動状況其他支部町内会部落会其他ノ団体並個人ノ模範的活動事例ヲ翌月五日迄ニ直接本部地方部及県支部宛報告スルコト

三 本部ニ於テハ右報告中適當ナルモノヲ本部会報ニ掲載シ又ハ随時事例集トシテ印刷配布ス

四 報告用紙封筒郵券ハ県支部ニテ負担責任者決定報告次第送付ス

(大政翼賛)(昭和十五―十八年)伊勢原市役所蔵)

### 五 翼賛壮年団員の立候補等取扱方針決定に

関する件通牒

昭和十七年三月二十六日

神奈川県翼賛壮年団  
名譽団長 近藤穰太郎



翼賛壯年団市町村名誉団長殿

役職員及団員ノ立候補等ニ対スル取扱方針決定ニ関スル件

今次行ハル、衆議院議員総選挙ニ際シテハ曩ニ「翼賛選挙貫徹運動壯年団実施要領」ヲ定メ詳細指示シタル所ナルガ飽クマデ右要領ニ從ヒ翼賛議會確立ノ実ヲ挙グル為又大日本翼賛壯年団トシテノ統制上ヨリ今回団ノ役職員及団員ノ立候補並選挙運動ニ関シ統制ヲ加フルコト、シ本部ニ於テ左記ノ如キ方針ヲ定メタルニ付上述ノ趣旨ヲ十分御諒承ノ上同方針ヲ関係方面ニモ周知徹底セシメ之カ運用ニ関シ万遺憾ナキヲ期セラレ度及通牒候

記

大日本翼賛壯年団役職員及団員ニ対スル立候補等ノ取扱方針

(一) 立候補

一 各級団役員（名誉団長 顧問 参与ヲ除ク）

各級団本部職員

団 員

(イ) 立候補ニ付予メ大日本翼賛壯年団長ノ承認ヲ受ケシムルコト

ト

（申請書ハ別紙様式ニ依リ当該道府県団長ヲ經由シテ提出スルコト当該道府県団長ハ別紙様式ニ依ル調書ヲ附シテ

之ヲ進達スルコト）

(ロ) 今次総選挙ノ目的ニ照シ厳選主義ヲ採ルコト

(ハ) 承認ヲ受ケザルモ尚立候補セントスル者ハ辞職又ハ退団ノ上之ヲ為スコト

(ニ) 推薦母体ニヨリ推薦セラレタルニヨリ立候補スルニ至リタル者ハ(イ)ノ承認ヲ要セズ顧問参与ニ準ジ当該道府県団長ヨリ報告スルコト

二 顧問 参与

立候補シタルトキハ当該道府県団長ヨリ前項ニ準ジタル調書ヲ附シ大日本翼賛壯年団長ニ報告スルコト

一 各級団役員（名誉団長顧問参与ヲ除ク）及各級団本部長

(イ) 団統率及団務主宰ノ立場上他ノ候補者ノ為選挙事務長又ハ選挙委員トナルハ之ヲ遠慮スルコト但シ常務ヲ司ラザル理事（総務）ニ付テハ所属団長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

但団関係者ガ立候補シタル場合ニ限り当該道府県団長ニ於テ特ニ支障ナシト認メ承認ヲ為シタルトキハ其ノ者ノ為ニ選挙事務長又ハ選挙委員トナルコトヲ得

ラザルコト

(二) 選挙運動

一 各級団役員（名誉団長顧問参与ヲ除ク）及各級団本部長

(イ) 団統率及団務主宰ノ立場上他ノ候補者ノ為選挙事務長又ハ選挙委員トナルハ之ヲ遠慮スルコト但シ常務ヲ司ラザル理事（総務）ニ付テハ所属団長ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラザルコト

但団関係者ガ立候補シタル場合ニ限り当該道府県団長ニ於テ特ニ支障ナシト認メ承認ヲ為シタルトキハ其ノ者ノ為ニ選挙事務長又ハ選挙委員トナルコトヲ得

ラザルコト

但団関係者ガ立候補シタル場合ニ限り当該道府県団長ニ於テ特ニ支障ナシト認メ承認ヲ為シタルトキハ其ノ者ノ為ニ選挙事務長又ハ選挙委員トナルコトヲ得

ラザルコト

但団関係者ガ立候補シタル場合ニ限り当該道府県団長ニ於テ特ニ支障ナシト認メ承認ヲ為シタルトキハ其ノ者ノ為ニ選挙事務長又ハ選挙委員トナルコトヲ得

ラザルコト